

7 県森売第 1 号 令和 7 年度長崎県民の森林産物売払（立木） 現地説明会結果

1. 日 時 令和 7 年 7 月 10 日（木）13:30～

2. 場 所 長崎県民の森（長崎市神浦北大中尾町）

3. 説明会結果

（1）発注者からの補足説明事項

- 売払本数（4,964 本）及び材積（2,301.12m³）は、標準地調査の結果に基づき算出。
- 令和 7 年 11 月 30 日までに搬出する区域の伐採木は、期間内に当該区域から搬出する必要はあるが、「令和 8 年 9 月 30 日までに搬出する区域」に仮置きしても差し支えない。
- 伐倒・造材により生じる枝条等の林地残材は、そのまま施業地内に残して構わない。林地残材は植栽に伴う地拵え作業により処理する。
- 施業地と区域外の境界にある立木には赤テープを巻き付けているが、赤テープは区域外の立木に巻き付けているため誤伐しないように注意すること。
- 保安林に係る手続きは、「保安林内立木伐採許可」、「保安林内作業許可（森林作業道の設置）」について許可済み。
- 長崎県民の森の開園時間は 9 時～17 時となっているが、作業時間については指定管理者である（一社）長崎県林業コンサルタントと調整すること。
- 施業地に隣接して長崎市が管理する配水施設があるが、配水施設へ繋がるコンクリート舗装道路を施業に使用することは想定していないが、使用する場合がある場合は事前に県へ連絡すること。

（2）質疑事項

- Q 保安林内作業許可を受けているが、作業道は許可申請のとおり設置する必要があるのか。
- A 許可申請のとおり設置する必要はなく、施行実績に基づき作業許可の変更手続きを行う。
- Q 施業地内の灌木は残しても構わないか。
- A 施業地に広葉樹の植栽を計画しているため、できる限り伐採してもらいたい。部分的に大径木がある場合など、やむを得ないものは残して構わない。
- Q 施業地内のヒノキを部分的に残しても問題ないか。
- A 基本的に伐採できるものは全て伐採してもらいたい。
ただし、作業員の安全が確保できないなど、諸事情により伐採できない場合は協議してもらいたい。
- Q 施業地内にある遊歩道は、施業時に壊さないようにする必要があるか。
- A 植栽工事で遊歩道の復元を計画しているため、今回の施業で壊さないよう留意する必要はない。
- Q 伐採するヒノキの根元に腐れ等がある場合、腐れ部分は現場に残しても差し支えないか。
- A 差し支えない。